

政府からのお知らせを取りまとめた冊子です。

点字・大活字広報誌

ふれあい らしんばん

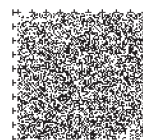
Vol. 68

令和元年7月発行

より多くの方に読んでいただくために、
回覧用、貸し出し用として
ぜひご活用ください。



内閣府政府広報室

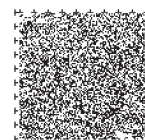


住民税非課税者・子育て世帯向け プレミアム付商品券

2019年10月1日に消費税率が現行の8%から10%に引き上げられる予定です。

これに伴い、消費税率引上げによる負担が相対的に大きいと考えられる、住民税非課税の方と小さな乳幼児のいる子育て世帯を対象に、全国の市区町村が、プレミアム付商品券を発行・販売します。

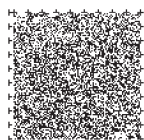
この商品券は、購入金額に25%のプレミアムが付いているもので、対象の方おひとりにつき、最大で2万5千円分の商品券を2万円で購入することができます。



25%もお得にお買い物ができますので、日用品の購入や飲食店での利用など、日常生活における様々な場面でご利用いただくことによって、対象となる方々の消費税率引上げによる負担増が緩和されます。



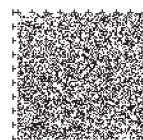
このプレミアム付商品券をご購入いただくにあたっては、住民税非課税の方と、小さな乳幼児のいる子育て世帯の方とで、それぞれ手続きが異なりますので、ご案内いたします。



まず、住民税非課税の方は、お住まいの市区町村に対して申請書を提出することが必要です。申請受付は、各市区町村によって異なりますが、7月頃から開始される予定です。

申請書は、多くの市区町村で、事前に対象の方に個別に郵送していますが、お手元に申請書が届かない場合は、本年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問合せください。

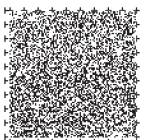
申請後、市区町村で内容を確認の上、9月頃より、商品券を購入できる引換券を申請書に記載されている住所にお送りする予定です。引換券がお手元に届きましたら、それをお持ちのうえ商品券販売窓口にお越しいただければ、商品券を購入いただけます。



なお、ご自分が住民税を課税されているかどうかは、給与等の明細書や、6月初め頃から市区町村より送付される納税通知書あるいは非課税のお知らせなどによって確認することができます。ただし、住民税非課税の方であっても、課税者の方と生計を同じくする配偶者や扶養親族、また、生活保護の被保護者である方は対象となりませんので、ご注意ください。

次に、子育て世帯の方についてです。対象となる方は、消費税率引上げ前の時点において、学年単位で見た年齢が3歳未満のお子様、すなわち、2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれたお子様がいる世帯の世帯主の方です。

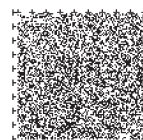
該当するお子様がいらっしゃる世帯主の方には、市区町村から、9月頃より、住民票に記載されている住所に引換券をお送りする予定です。



事前申請は不要ですので、引換券がお手元に届き次第、それをお持ちのうえ商品券販売窓口にお越しいただき、商品券をご購入ください。

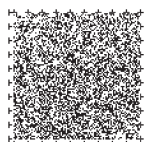
商品券の購入限度額は、住民税非課税の方はおひとりにつき2万5千円分まで、子育て世帯主の方は該当するお子様おひとりにつき2万5千円分までとなります。また、住民税非課税者と子育て世帯主の両方の条件を満たす場合は、両方のお立場で限度額まで商品券を購入いただくことが可能です。

例えば、夫婦2人・3歳未満のお子様2人の4人世帯であり、ご家族の全員が住民税非課税者である場合には、非課税者分として4人分、子育て世帯主として2人分、合計で6人分、すなわち15万円分の商品券を12万円で購入いただくことができます。



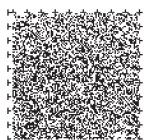
商品券を購入いただく際には、購入代金と引換券及び本人確認書類が必要です。お忘れなくご準備ください。一度に限度額までご購入いただくことも可能ですが、必要なときに必要な分だけを随時ご購入いただくこともできるよう、5千円分を単位とした分割購入も可能です。御事情に応じて購入しやすい方法をお選びください。

ご購入いただいた商品券は、消費税率引上げの10月1日から2020年3月末までの半年の間で、発行元の市区町村内の幅広い店舗でご利用いただけます。日々のお買い物でご利用いただきやすいよう、商品券1枚当たりの額面は小口で利用しやすい額となっておりますが、お釣りは出ませんのでご注意ください。



ご自身が対象かどうかなど、プレミアム付商品券に関する一般的なお問合せは
プレミアム付商品券 専用ダイヤル
0570 - 02 - 2036 (レッツプレミアム)
へどうぞ。IP 電話からおかけの場合は
050 - 3538 - 4557 までおかけください。
受付時間は平日午前9時から午後6時までです。
また、プレミアム付商品券に関する情報は、
特設ホームページでもご案内しています。
「プレミアム付商品券」で検索してください。

また、申請受付期間、商品券の購入期間、利用期限、取り扱い店舗などは、各市区町村によって異なりますので、詳細については、お住まいの市区町村までお問合せください。

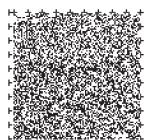


キャッシュレス・消費者還元事業、 いわゆるポイント還元事業について

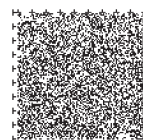
2019年10月1日に消費税率が現行の8%から10%に引き上げられる予定です。

政府としては、経済に影響を及ぼさないよう様々な経済対策を行いますが、その一つとして、「キャッシュレス・消費者還元事業」、いわゆるポイント還元事業を実施することとしています。

キャッシュレス決済と聞くと、クレジットカードでの支払いをイメージされる方が多いかと思いますが、その他にも電子マネーやデビットカード、QRコード決済など、様々な決済手段があり、今回のポイント還元事業では、「一般的な購買に繰り返し利用が可能な電子的な決済手段」を対象としています。

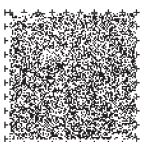


消費者の皆さんは、今年10月から9か月間、対象となるキャッシュレス決済手段を使って対象店舗で買い物をすると、ポイント還元等を受けることができます。具体的には、対象となる中小・小規模事業者の小売店・サービス業、飲食店等でキャッシュレスにより支払を行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズ加盟店舗などについては2%が還元されます。



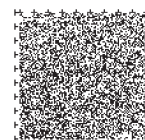
ポイント還元事業の目的の一つは、消費税率の引上げによる駆け込み需要や、その反動減を防止することです。過去の消費税率引上げ時には、駆け込み需要と反動減が大きくなり、その後の景気の回復力が弱まることとなりました。以前の反省を踏まえ、今回の事業では、中小・小規模事業者の店舗で、キャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行い、中小・小規模事業者における消費を喚起することとしました。

もう一つの目的は、キャッシュレス化の推進です。キャッシュレス決済は、消費者には、大量に現金を持ち歩かずに買い物ができる、カードの紛失や盗難にあっても条件次第では全額保証される、カードの利用を停止することができるので被害リスクが低い、などのメリットがあります。



事業者には、レジの締め作業や現金を取り扱う時間の短縮、データ化された売上情報を活用したマーケティングの実現などのメリットがあります。

政府としては、2020年代半ばまでに我が国のキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指しています。今回の事業では、中小・小規模事業者に対する、端末補助や手数料の引下げ措置などを通じて、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えるとともに、ポイント還元に対する支援を行うことで、消費者の皆さんがキャッシュレス決済の利便性を実感できるよう推進していきます。



ポイント還元事業の具体的な制度の内容については、キャッシュレス・消費者還元事業のホームページでご案内しています。「キャッシュレス・消費者還元事業」で検索してみてください。

今回のポイント還元事業に関する一般的なお問合せについては、

「ポイント還元問い合わせ窓口

消費者向け専用ダイヤル

0120 - 010975」へどうぞ。

受付時間は平日午前 10 時から午後 6 時までです。

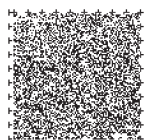
また、この事業に加盟店としての参加を検討されている中小・小規模事業者の方は、

「ポイント還元問い合わせ窓口

中小・小規模事業者向け専用ダイヤル

0570 - 000655」へどうぞ。

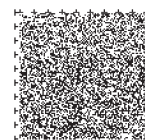
受付時間は平日午前 10 時から午後 6 時までです。



地域の歴史や文化をストーリーで 体感しよう。「日本遺産」を巡る旅。

日本各地には、それぞれの地域特有の歴史や文化があり、それらが互いに影響しあうことで我が国の豊かで多様な文化を形成してきました。

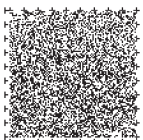
文化庁では、こうした地域の魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を物語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な有形・無形の文化財群をパッケージ化して整備・活用し、国内外へ発信することで地域の活性化・観光振興を図っています。2019年5月現在で計83件の「日本遺産」が誕生しましたが、2020年までに100件程度の認定を目指しています。



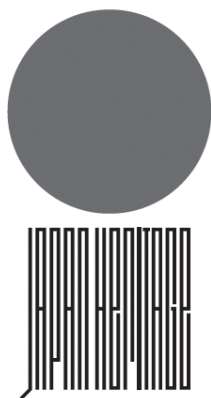
さて、「日本遺産」には2つのタイプがあります。ひとつは単一の市町村内でストーリーが完結する「地域型」です。

「地域型」の例としては、富山県高岡市の「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡」があります。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「^{かな や まち}金屋町重要伝統的建造物群保存地区」では、鋳物の一大生産地であった往時の雰囲気は今も感じられます。また、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている「^{たかおか み くるまやまつり}高岡御車山祭の御車山^{み くるまやま}行事」の^{ぎょうじ}お囃子や^{はやし}車輪の^{きし}軋む音から、高岡町民文化の息遣いを感じることができます。

もうひとつのタイプは、複数の市町村にまたがってストーリーが展開する「シリアル型」です。「シリアル型」の例としては、「^{ろっこ}きっと恋する六古^{よう}窯」があります。



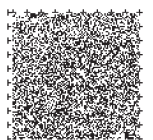
こちらは、「日本六古窯」と呼ばれる瀬戸、越前、
常滑、設楽、丹波、備前の、6つの陶磁器の産地を
繋ぐストーリーです。古くからの陶磁器の技術を
伝える各産地では、産業を反映した独特の町並み
が作られました。例えば瀬戸では「窯垣^{かまがき}」という、
窯道具を積み上げて作った石垣があります。また、
各産地で行われる陶器市でお気に入りの一品
を探してもいいですし、陶芸体験を楽しむことも
できます。



日本遺産

JAPAN HERITAGE

「日本遺産」のロゴマーク



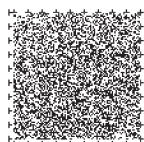
今回ご紹介した事例は「日本遺産」のほんの一例です。日本遺産ポータルサイトでは各地にある日本遺産を紹介しています。「日本遺産」で検索してみてください。知らない町、名前は知っていたけれど歴史や文化は知らなかった町、そういった各地の日本遺産を訪れ、その魅力をストーリーと共に体感してください。

▶日本遺産に関するお問合せは

文化庁文化資源活用課

電話 代表番号 03 - 5253 - 4111

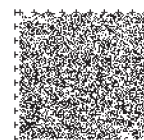
(内線 4760)へどうぞ。



マイナンバーカードで、 これからの暮らしをもっと便利に

マイナンバーカードは、本人の申請に基づき、市区町村が厳格な本人確認を行ったうえで交付される顔写真付きのカードです。これ1枚で、マイナンバーを証明することも、本人確認の際の公的な身分証明書として利用することもできます。

カードのICチップの中には、電子的に個人を認証することができる「電子証明書」が入っており、これを利用することで、民間事業者を含めさまざまなサービスを受けることができます。例えば、コンビニで住民票の写しや課税証明書を取得したり、オンラインで確定申告をしたりすることが可能です。

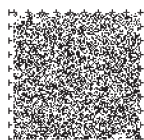


また、「マイナポータル」という政府が運営するポータルサイトを利用し、児童手当の申請や保育所の入所申請などの子育てに関する手続きのほか、介護支援の手続きを行うことなどもできます。民間のオンラインサービスでも、住宅ローンの契約や不動産取引、証券口座の開設などでカードの活用が始まっています。



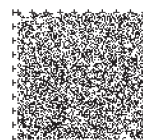
マイナンバー

マイナンバーのPRキャラクター「マイナちゃん」



このように、マイナンバーカードを使ってできることはたくさんありますが、カードの利便性をより高めて国民の暮らしに役立てるため、政府はさまざまな取り組みを行っています。

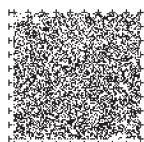
その一つが、マイナンバーカードの健康保険証としての利用です。今年の5月に健康保険法が改正され、2021年3月からはマイナンバーカードの健康保険証としての利用を本格的に開始します。これは、「電子証明書」を用いて患者の保険資格をオンラインで確認できるようにするものです。これにより、今後は、就職・転職の都度、新しい健康保険証に切り替えることもなくなるほか、オンラインで保険資格を迅速かつ確実に確認できるため、失効した保険証で受診するといったこともなくなります。



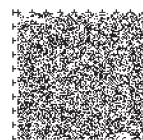
このほか、お薬手帳やハローワークカードをはじめ、他のさまざまなカードとマイナンバーカードとの一体化も進められる予定です。

マイナンバーカードのセキュリティ面が心配だという方もいらっしゃるかもしれませんが、カードのICチップの中には、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。また、万が一カードを落として他人の手に渡っても、ICチップの情報を確認するためには暗証番号を入力しなければならないため、悪用することはできませんのでご安心ください。

カードの申請は、郵便、パソコン、スマートフォン、またはマイナちゃんのマークのある証明用写真機から無料でできます。暮らしに役立つマイナンバーカードを、まだお持ちでない方は、ぜひ申請してください。



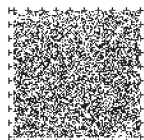
▶マイナンバーに関するお問合せは
マイナンバー総合フリーダイヤル
0120 - 95 - 0178 へどうぞ。
マイナンバーカードの紛失・盗難による一時
利用停止については、24時間365日受け付
けています。



一人で悩まず、ご相談を！ 子どもの人権 110 番

学校でのいじめや親からの虐待などで悩んでいる。そのような場合は、一人で悩まずに「子どもの人権 110 番」にご相談ください。

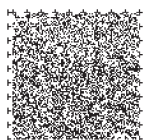
子供をめぐる人権問題は、周囲の目に付きにくいところで発生していることが多く、被害者である子供自身も、どこに相談すればよいのか分からないケースが少なくありません。法務省が設置している「子どもの人権 110 番」は、そうした子供たちが発信する SOS をキャッチし、解決へと導くために相談を受け付けるフリーダイヤルの専用相談電話です。



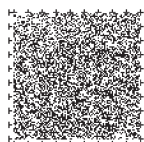
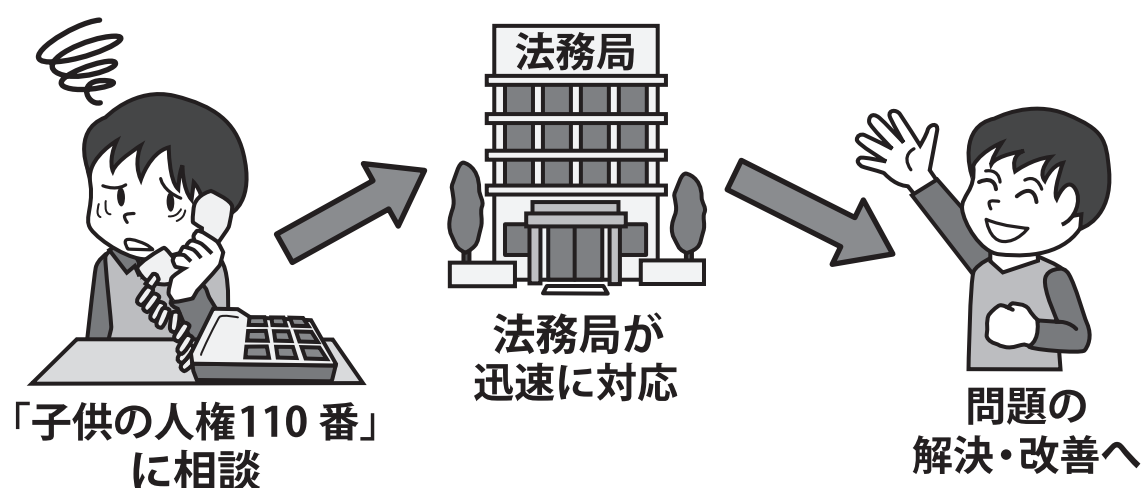
悩みを抱えている本人はもちろん、子供の人権問題についての相談であれば、友人や大人も相談することができます。平成30年には、21,000件以上の相談があり、中でもいじめや体罰などに関する相談が多くなっています。

「子どもの人権110番」へ電話をすると、最寄りの法務局・地方法務局につながり、職員や人権擁護委員がお話を伺います。そして、内容に合わせてアドバイスを رفتたり、専門機関をご紹介したりします。また、事案に応じて、人権を侵害した相手との関係を調整したり、相手に対して改善を求めたりするなど、迅速かつ的確に対応します。

では、「子どもの人権110番」に相談したことで、解決につながった事例をご紹介します。



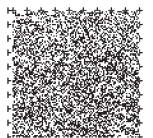
高校生である被害者の同級生から、「被害者がいじめを受けていることを学校に相談したにも関わらず、学校が十分な対応をとってくれない」という相談がありました。そこで、法務局が学校に対して、被害者と面談を行っていじめの経緯などを確認すること、いじめ解消のための対応を行うことを働きかけたところ、生徒に対する見守り体制がとられ、いじめがなくなりました。このほかに、親からの虐待についての相談を受け、法務局が迅速に対応を行い、解決した事案などもあります。



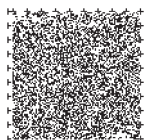
「子どもの人権 110 番」の相談受付時間は、通常、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。また、1 年に 1 回、全国一斉強化週間を実施しており、今年度は 8 月 29 日から 9 月 4 日までの期間中、平日の相談受付時間を午後 7 時まで延長し、通常は受付を行っていない土曜日と日曜日も、午前 10 時から午後 5 時までご相談いただけるようになります。

相談は無料で、内容の秘密は厳守されますので、悩みがある場合はまず相談しましょう。また、パソコンや携帯電話からも相談を受け付けていますので、「インターネット人権相談」で検索してみてください。

悩みを少しでも早く解決して、明るい気持ちで毎日を過ごせるよう、「子どもの人権 110 番」を活用しましょう。



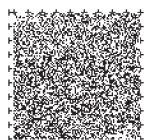
▶ 子供の人権に関するご相談は
子どもの人権 110 番
フリーダイヤル 0120 - 007 - 110
へどうぞ



目次

- 住民税非課税者・子育て世帯向け
プレミアム付商品券…………… 1 と 25
- キャッシュレス・消費者還元事業、
いわゆるポイント還元事業について…… 8 と 32
- 地域の歴史や文化をストーリーで体感しよう。
「日本遺産」を巡る旅。…………… 13 と 37
- マイナンバーカードで、
これからの暮らしをもっと便利に…… 17 と 41
- 一人で悩まず、ご相談を！
子どもの人権 110 番…………… 21 と 46

「ふれあいらしんばん第68号」は、1～24ページまでを点字、25～50ページまでを大活字にて表示しています。



この広報誌は、「政府広報オンライン」でもお知らせしています。

また、他のテーマもあわせ、音声によるご案内もしています。

▶政府広報オンライン

○点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」

検索

○音声広報CD「明日への声」

検索

点字・大活字広報誌

ふれあい Vol. 68
らしんばん

令和元年7月発行

発行：内閣府政府広報室

制作：株式会社廣濟堂

